

令和元年第1回

さくら市議会定例会議案書

付 議 事 件

第 1 回定例会

番号	事 件 名	提案者	ページ
1	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 税条例の一部改正）	市 長	P 1
2	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 都市計画税条例の一部改正）	〃	P 9
3	専決処分の承認を求めることについて（さくら市 国民健康保険税条例の一部改正）	〃	P 12
4	専決処分の承認を求めることについて（平成 30 年 度さくら市一般会計補正予算（第 9 号））	〃	P 14
5	さくら市森林環境譲与税基金条例の制定について	〃	P 39
6	さくら市税条例等の一部改正について	〃	P 41
7	さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部 改正について	〃	P 50
8	さくら市介護保険条例の一部改正について	〃	P 52
9	さくら市地区計画の区域内における建築物の制限 に関する条例の一部改正について	〃	P 54
10	令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）	〃	P 61
11	令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算 （第 1 号）	〃	P 77
12	さくら市教育委員会委員の任命同意について	〃	P 93
報告 1	平成 30 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算 書の報告について	〃	P 95
報告 2	平成 30 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算 書の報告について	〃	P 99
報告 3	平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区 画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告 について	〃	P101
報告 4	平成 30 年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰 越計算書の報告について	〃	P103

番号	事 件 名	提案者	ページ
報告 5	平成30年度水道事業会計予算繰越計算書の報告について	市長	P105
諮問 1	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P107
諮問 2	人権擁護委員候補者の推薦について	〃	P108

議案第 1 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 3 号 さくら市税条例の一部を改正する条例

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 3 号

専決処分書

さくら市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 7 号

さくら市税条例の一部を改正する条例

さくら市税条例（平成 17 年さくら市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

第 34 条の 7 第 1 項中「においては、法第 314 条の 7 第 1 項」を「には、同項」に、「同項第 1 号に掲げる寄附金」を「同条第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に改め、同条第 2 項中「第 314 条の 7 第 2 項」を「第 314 条の 7 第 11 項」に改める。

附則第 7 条の 3 の 2 第 1 項中「平成 43 年度」を「平成 45 年度」に、「附則第 5 条の 4 の 2 第 6 項（同条第 9 項）」を「附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項（同条第 7 項）」に改め、同条第 2 項を削り、同項第 3 項を同項第 2 項とする。

同条第 3 項中「第 1 項の規定の適用が」を「前項の規定の適用が」に改める。

附則第 7 条の 4 中「第 314 条の 7 第 2 項第 2 号」を「第 314 条の 7 第 11 項第 2 号」に改める。

附則第 9 条の前の見出し中「寄附金控除額」を「寄附金税額控除」に改め、同条第 1 項中「によって」を「により」に、「第 314 条の 7 第 1

項第 1 号に掲げる寄附金」を「第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金」に、「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「地方団体の長」を「都道府県の知事又は市町村若しくは特別区の長（次項及び第 3 項において「都道府県知事等」という。）」に改め、同条第 2 項及び第 3 項中「地方団体の長」を「都道府県知事等」に改める。

附則第 9 条の 2 中「地方団体に対する寄附金」を「特例控除対象寄附金」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 10 条の 2 第 5 項中「附則第 15 条第 18 項」を「附則第 15 条第 19 項」に改め、同条第 6 項中「附則第 15 条第 28 項」を「附則第 15 条第 29 項」に改め、同条第 7 項中「附則第 15 条第 29 項第 1 号」を「附則第 15 条第 30 項第 1 号」に改め、同条第 8 項中「附則第 15 条第 29 項第 2 号」を「附則第 15 条第 30 項第 2 号」に改め、同条第 9 項中「附則第 15 条第 29 項第 3 号」を「附則第 15 条第 30 項第 3 号」に改め、同条第 10 項中「附則第 15 条第 30 項第 1 号」を「附則第 15 条第 31 項第 1 号」に改め、同条第 11 項中「附則第 15 条第 30 項第 2 号」を「附則第 15 条第 31 項第 2 号」に改め、同条第 12 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号イ」に改め、同条第 13 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ロ」に改め、同条第 14 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ハ」に改め、同条第 15 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ニ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ニ」に改め、同条第 16 項中「附則第 15 条第 32 項第 1 号ホ」を「附則第 15 条第 33 項第 1 号ホ」に改め、同条第 17 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号イ」に改め、同条第 18 項中「附則第 15 条第 32 項第 2 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 2 号ロ」に改め、同条第 19 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号イ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号イ」に改め、同条第 20 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ロ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ロ」に改め、同条第 21 項中「附則第 15 条第 32 項第 3 号ハ」を「附則第 15 条第 33 項第 3 号ハ」に改め、同条第 22 項中「附則第 15 条第 37 項」を「附則第 15 条第 38 項」に改め、同条第 23 項中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改め、同条第 24 項中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改め、同条第 25 項中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改め、同条第 26 項中「附則第 15 条第 46 項」を「附則第 15 条第 47 項」に改める。

附則第 10 条の 3 第 12 項を同条第 13 項とし、同条第 11 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 12 項とし、同条第 10 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 11 項とし、同条第 9 項を同条第 10 項とし、同条第 8 項第 5 号中「附則第 12 条第 29 項」を「附則第 12 条第 31 項」に改め、同項を同条第 9 項とし、同条第 7 項第 4 号中「附則第 12 条第 21 項」を「附則第 12 条第 23 項」に改め、同項第 6 号中「附則第 12 条第 22 項」を「附則第 12 条第 24 項」に改め、同項を同条第 8 項とし、同条第 6 項中「附則第 12 条第 17 項」を「附則第 12 条第 19 項」に改め、同項を同条第 7 項とし、第 5 項の次に次の 1 項を加える。

6 法附則第 15 条の 8 第 4 項の家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日までに次に掲げる事項を記載した申告書に令附則第 12 条第 16 項に規定する従前の家屋について移転補償金を受けたことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日

附則第 10 条の 3 の次に次の 1 条を加える。

（平成 28 年熊本地震に係る固定資産税の特例の適用を受けようとする者がすべき申告等）

第 10 条の 4 法附則第 16 条の 2 第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受けようとする者は、当該年度の初日の属する年の 1 月 31 日（第 54 条第 5 項の規定により同項に規定する仮換地等に係る同条第 1 項の所有者とみなされた者が当該仮換地等について法附則第 16 条の 2 第 6 項（同条第 7 項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合にあつては、3 月 1 日）までに次に掲げる事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）並びに当該納税義務者が令附則第 12 条の 4 第 1 項第 3 号から第

- 5号まで又は第3項第3号から第5号までに掲げる者である場合にあっては、同条第1項第1号若しくは第2号又は第3項第1号若しくは第2号に掲げる者との関係
- (2) 法附則第16条の2第1項に規定する被災住宅用地の上に平成28年度に係る賦課期日において存した家屋の所有者及び家屋番号
- (3) 当該年度に係る賦課期日において法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合及び同条第6項（同条第7項において準用する場合を含む。）の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定の適用を受けようとする土地を法第349条の3の2第1項に規定する家屋の敷地の用に供する土地として使用することができない理由
- (4) その他市長が固定資産税の賦課徴収に関し必要と認める事項
- 2 法附則第16条の2第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）の規定の適用を受ける土地に係る平成31年度分及び平成32年度分の固定資産税については、第74条の規定は適用しない。
- 3 法附則第16条の2第4項に規定する特定被災共用土地（以下この項において「特定被災共用土地」という。）に係る固定資産税額の按分の申出は、同項に規定する特定被災共用土地納税義務者（以下この項において「特定被災共用土地納税義務者」という。）の代表者が毎年1月31日までに次に掲げる事項を記載した申出書を市長に提出して行わなければならない。
- (1) 代表者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 特定被災共用土地の所在、地番、地目及び地積並びにその用途
- (3) 特定被災共用土地に係る法附則第16条の2第3項に規定する被災区分所有家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積並びにその用途
- (4) 各特定被災共用土地納税義務者の住所及び氏名並びに当該各特定被災共用土地納税義務者の当該特定被災共用土地に係る持分の割合
- (5) 法附則第16条の2第3項の規定により按分する場合に用いられる割合に準じて定めた割合及び当該割合の算定方法
- 4 法附則第16条の2第9項の規定により特定被災共用土地とみなされた特定仮換地等（以下この項において「特定仮換地等」という。）に係

る固定資産税額の按分の申出については、前項中「特定被災共用土地納税義務者」とあるのは「特定仮換地等納税義務者」と、「特定被災共用土地の」とあるのは「特定仮換地等の」と、「特定被災共用土地に」とあるのは「特定仮換地等に対応する従前の土地である特定被災共用土地に」とする。

附則第 16 条第 1 項中「法附則第 30 条第 1 項」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。）を受けた法附則第 30 条第 1 項」に、「当該軽自動車は初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定（以下この条において「初回車両番号指定」という。）を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」を「平成 31 年度分」に改め、同条第 2 項から第 4 項までを削り、同条第 5 項中「附則第 30 条第 6 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 2 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	1,000 円
	6,900 円	1,800 円
	10,800 円	2,700 円
	3,800 円	1,000 円
	5,000 円	1,300 円

附則第 16 条第 5 項を同条第 2 項とし、同条第 6 項中「附則第 30 条第 7 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 3 項第 1 号及び第 2 号」に改め、「以上の軽自動車」の次に「(ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。)」を加え、「第 3 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	2,000 円
	6,900 円	3,500 円
	10,800 円	5,400 円
	3,800 円	1,900 円
	5,000 円	2,500 円

附則第 16 条第 6 項を同条第 3 項とし、同条第 7 項中「附則第 30 条第 8 項第 1 号及び第 2 号」を「附則第 30 条第 4 項第 1 号及び第 2 号」に、「第 4 項の表」を「次の表」に改め、同項に次の表を加える。

第 2 号ア	3,900 円	3,000 円
	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条第 7 項を同条第 4 項とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 7 項」を「第 4 項」に改める。

附則第 22 条第 3 項中「の各号」を削り、同項第 1 号中「及び氏名」の次に「又は名称」を加え、同条第 4 項中「仮換地等(」を「特定仮換地等(」に、「仮換地等」を「特定仮換地等」に、「仮換地等納税義務者」を「特定仮換地等納税義務者」に、「仮換地等の」を「特定仮換地等の」に、「仮換地等に」を「特定仮換地等に」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、さくら市税条例第 34 条の 7 の改正規定並びに同条例附則第 7 条の 4、第 9 条及び第 9 条の 2 の改正規定並びに次条第 2 項から第 4 項までの規定は、平成 31 年 6 月 1 日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさくら市税条例(以下「新条例」という。)の規定中個人の市民税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 30 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第 34 条の 7 並びに附則第 7 条の 4 及び第 9 条の 2 の規定は、平成 32 年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成 31 年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第 34 条の 7 第 1 項及び附則第 9 条の 2 の規定の適用については、平成 32 年度分の個人の市民税に限り、次の表の左欄に掲げる新条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 34 条の 7 第 1 項	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又は同条第 1 項第 1 号に掲げる寄附金(平成 31 年 6
-----------------	-----------	--

		月 1 日前に支出したものに 限る。)
附則第 9 条の 2	特例控除対象寄附金	特例控除対象寄附金又 は法第 314 条の 7 第 1 項 第 1 号に掲げる寄附金 (平成 31 年 6 月 1 日前 に支出したものに限る。)
	送付	送付又はさくら市税条例 の一部を改正する条例 (平成 31 年さくら市条 例第 7 号) 附則第 2 条第 4 項の規定によりなお従 前の例によることとされ る同条例による改正前の さくら市税条例附則第 9 条第 3 項の規定による同 条第 1 項に規定する申告 特例通知書の送付

- 4 新条例附則第 9 条第 1 項から第 3 項までの規定は、市民税の所得割の納税義務者が前条ただし書に規定する施行の日以後に支出する地方税法等の一部を改正する法律（平成 31 年法律第 2 号。以下この項において「改正法」という。）第 1 条の規定による改正後の地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 314 条の 7 第 2 項に規定する特例控除対象寄附金について適用し、市民税の所得割の納税義務者が同日前に支出した改正法第 1 条の規定による改正前の地方税法第 314 条の 7 第 1 項第 1 号に掲げる寄附金については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

- 第 3 条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成 31 年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成 30 年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

- 第 4 条 新条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成 31 年度分の軽自動車税について適用し、平成 30 年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議案第 2 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 4 号 さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 4 号

専決処分書

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 8 号

さくら市都市計画税条例の一部を改正する条例

さくら市都市計画税条例（平成 17 年さくら市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 18 項」を「附則第 15 条第 19 項」に改める。

附則第 6 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 39 項」を「附則第 15 条第 40 項」に改める。

附則第 7 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 43 項」を「附則第 15 条第 44 項」に改める。

附則第 8 項（見出しを含む。）中「附則第 15 条第 44 項」を「附則第 15 条第 45 項」に改める。

附則第 17 項中「第 17 項、第 18 項、第 20 項から第 24 項まで、第 26 項」を「第 18 項、第 19 項、第 21 項から第 25 項まで」に、「第 31 項、第 35 項、第 39 項、第 42 項、第 43 項、第 44 項若しくは第 47 項」を「第 28 項、第 32 項、第 36 項、第 40 項、第 43 項から第 45 項まで若しくは第 48 項から第 50 項まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後のさくら市都市計画税条例(以下「新条例」という。)の規定は、平成 31 年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成 30 年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。
- 3 この条例の施行の日から所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法(平成 30 年法律第 49 号)附則第 1 項ただし書に規定する規定の施行の日の前日までの間における新条例附則第 17 項の規定の適用については、同項中「若しくは第 48 項から第 50 項まで」とあるのは、「、第 48 項若しくは第 49 項」とする。

議案第 3 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 5 号 さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

専決処分第 5 号

専決処分書

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 31 年 3 月 31 日

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 9 号

さくら市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

さくら市国民健康保険税条例（平成17年さくら市条例第65号）の一部を次のように改正する。

第21条第2号中「27万5,000円」を「28万円」に改め、同条第3号中「50万円」を「51万円」に改める。

第23条第1項第3号中「次のいずれにも該当する者」の次に、「(資格取得日の属する月以後2年を経過する月までの間に限る。)」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年4月1日から施行する。

(適用区分)

2 この条例による改正後のさくら市国民健康保険税条例の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 4 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、下記事項について別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し承認を求める。

記

専決処分第 2 号 平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

専決処分第 2 号 専決処分書

平成 30 年度さくら市一般会計補正予算（第 9 号）

平成 30 年度さくら市の一般会計の補正予算（第 9 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2 億 5,824 万 5 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 188 億 9,501 万 6 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第 2 条 既定の繰越明許費の追加は、「第 2 表 繰越明許費補正」による。

（地方債の補正）

第 3 条 既定の地方債の変更は、「第 3 表 地方債補正」による。

平成 31 年 3 月 29 日提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
2 地 方 譲 与 税	
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税
3 利 子 割 交 付 金	
	1 利 子 割 交 付 金
4 配 当 割 交 付 金	
	1 配 当 割 交 付 金
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金
6 地 方 消 費 税 交 付 金	
	1 地 方 消 費 税 交 付 金
7 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金
8 自 動 車 取 得 税 交 付 金	
	1 自 動 車 取 得 税 交 付 金
10 地 方 交 付 税	
	1 地 方 交 付 税
15 県 支 出 金	
	3 委 託 金
16 財 産 収 入	
	1 財 産 運 用 収 入
17 寄 附 金	
	1 寄 附 金
18 繰 入 金	
	2 基 金 繰 入 金
20 諸 収 入	
	4 雑 入
21 市 債	
	1 市 債
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
200,000	5,684	205,684
60,000	△612	59,388
140,000	6,296	146,296
4,000	5,040	9,040
4,000	5,040	9,040
16,000	3,260	19,260
16,000	3,260	19,260
10,000	7,441	17,441
10,000	7,441	17,441
720,000	113,793	833,793
720,000	113,793	833,793
90,000	△3,146	86,854
90,000	△3,146	86,854
40,000	33,910	73,910
40,000	33,910	73,910
3,722,059	215,740	3,937,799
3,722,059	215,740	3,937,799
1,169,815	1,146	1,170,961
96,275	1,146	97,421
166,712	2,357	169,069
47,246	2,357	49,603
30,005	2,633	32,638
30,005	2,633	32,638
109,373	△7,202	102,171
78,202	△7,202	71,000
773,314	△7,811	765,503
120,696	△7,811	112,885
1,060,000	△114,600	945,400
1,060,000	△114,600	945,400
18,636,771	258,245	18,895,016

歳 出

款	項
2 総務費	
	1 総務管理費
6 農林水産業費	
	1 農業費
8 土木費	
	2 道路橋梁費
	3 都市計画費
9 消防費	
	1 消防費
10 教育費	
	2 小学校費
	3 中学校費
	5 社会教育費
11 災害復旧費	
	2 公共土木施設災害復旧費
歳出	合計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
1,877,876	254,913	2,132,789
1,397,852	254,913	1,652,765
668,010	0	668,010
660,886	0	660,886
1,512,797	0	1,512,797
556,819	0	556,819
773,366	0	773,366
779,798	0	779,798
779,798	0	779,798
2,098,583	3,332	2,101,915
318,818	0	318,818
358,549	0	358,549
430,883	3,332	434,215
41,500	0	41,500
10,500	0	10,500
18,636,771	258,245	18,895,016

第2表 繰越明許費補正

追 加

(単位：千円)

款	項	事 業 名	金 額
6 農林水産業費	1 農業費	経営体育成支援事業	9,584

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道の駅拠点整備事業費	千円 25,000	普通貸借又は証券発行	4.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては当該見直し後の利率とする。)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を延長し、短縮し、若しくは繰上償還、又は借換えすることができ	千円 15,800	補正前に同じ	補正前に同じ	補正前に同じ
市道整備事業費	184,400				146,800			
鬼怒川河川公園遊具更新事業費	11,000				10,300			
氏家駅西近隣公園遊具更新事業費	8,700				8,100			
消防ポンプ自動車整備事業費	18,000				14,500			
消防施設整備事業費	25,500				10,700			
上松山小学校増設事業費	20,300				10,400			
喜連川中学校校舎大規模改修事業費	172,000				134,500			
公園施設災害復旧事業費	8,500				7,700			

平成30年度さくら市一般会計補正予算
(第9号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款	補正前の額
2 地方譲与税	200,000
3 利子割交付金	4,000
4 配当割交付金	16,000
5 株式等譲渡所得割交付金	10,000
6 地方消費税交付金	720,000
7 ゴルフ場利用税交付金	90,000
8 自動車取得税交付金	40,000
10 地方交付税	3,722,059
15 県支出金	1,169,815
16 財産収入	166,712
17 寄附金	30,005
18 繰入金	109,373
20 諸収入	773,314
21 市債	1,060,000
歳入合計	18,636,771

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
5,684	205,684	
5,040	9,040	
3,260	19,260	
7,441	17,441	
113,793	833,793	
△3,146	86,854	
33,910	73,910	
215,740	3,937,799	
1,146	1,170,961	
2,357	169,069	
2,633	32,638	
△7,202	102,171	
△7,811	765,503	
△114,600	945,400	
258,245	18,895,016	

歳出

款		補正前の額	補正額
2	総務費	1,877,876	254,913
6	農林水産業費	668,010	0
8	土木費	1,512,797	0
9	消防費	779,798	0
10	教育費	2,098,583	3,332
11	災害復旧費	41,500	0
	歳出合計	18,636,771	258,245

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
2,132,789			2,357	252,556	
668,010		△9,200		9,200	
1,512,797		△38,900		38,900	
779,798		△18,300		18,300	
2,101,915		△47,400		50,732	
41,500		△800		800	
18,895,016		△114,600	2,357	370,488	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	
2		地方譲与税	200,000	5,684	205,684
	1	地方揮発油譲与税	60,000	△612	59,388
		1 地方揮発油譲与税	60,000	△612	59,388
	2	自動車重量譲与税	140,000	6,296	146,296
		1 自動車重量譲与税	140,000	6,296	146,296
3		利子割交付金	4,000	5,040	9,040
	1	利子割交付金	4,000	5,040	9,040
		1 利子割交付金	4,000	5,040	9,040
4		配当割交付金	16,000	3,260	19,260
	1	配当割交付金	16,000	3,260	19,260
		1 配当割交付金	16,000	3,260	19,260
5		株式等譲渡所得割交付金	10,000	7,441	17,441
	1	株式等譲渡所得割交付金	10,000	7,441	17,441
		1 株式等譲渡所得割交付金	10,000	7,441	17,441
6		地方消費税交付金	720,000	113,793	833,793
	1	地方消費税交付金	720,000	113,793	833,793
		1 地方消費税交付金	720,000	113,793	833,793
7		ゴルフ場利用税交付金	90,000	△3,146	86,854
	1	ゴルフ場利用税交付金	90,000	△3,146	86,854
		1 ゴルフ場利用税交付金	90,000	△3,146	86,854
8		自動車取得税交付金	40,000	33,910	73,910
	1	自動車取得税交付金	40,000	33,910	73,910

2 地方譲与税
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 地方揮発油譲与税	△612	地方揮発油譲与税	△612
1 自動車重量譲与税	6,296	自動車重量譲与税	6,296

1 利子割交付金	5,040	利子割交付金	5,040

1 配当割交付金	3,260	配当割交付金	3,260

1 株式等譲渡所得割交付金	7,441	株式等譲渡所得割交付金	7,441

1 地方消費税交付金	113,793	地方消費税交付金 社会保障財源交付金	51,631 62,162

1 ゴルフ場利用税交付金	△3,146	ゴルフ場利用税交付金	△3,146

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
	1 自動車取得税交付金	40,000	33,910	73,910
10	地方交付税	3,722,059	215,740	3,937,799
	1 地方交付税	3,722,059	215,740	3,937,799
	1 地方交付税	3,722,059	215,740	3,937,799
15	県支出金	1,169,815	1,146	1,170,961
	3 委託金	96,275	1,146	97,421
	1 総務費委託金	94,575	1,146	95,721
16	財産収入	166,712	2,357	169,069
	1 財産運用収入	47,246	2,357	49,603
	3 債券等運用益	2,788	2,357	5,145
17	寄附金	30,005	2,633	32,638
	1 寄附金	30,005	2,633	32,638
	2 教育費寄附金	4	2,633	2,637
18	繰入金	109,373	△7,202	102,171
	2 基金繰入金	78,202	△7,202	71,000
	1 財政調整基金繰入金	7,202	△7,202	0
20	諸収入	773,314	△7,811	765,503
	4 雑入	120,696	△7,811	112,885
	2 雑入	120,691	△7,811	112,880
21	市債	1,060,000	△114,600	945,400

節		説明	
区 分	金 額		
1 自動車取得税交付金	33,910	自動車取得税交付金	33,910
1 地方交付税	215,740	普通交付税 特別交付税 震災復興特別交付税	227,309 △12,824 1,255
1 総務管理費委託金	1,146	市町村総合交付金	1,146
1 債券等売却益	2,357	債券等売却益	2,357
4 社会教育費寄附金	2,633	ミュージアム寄附金 公民館寄付金	2,133 500
1 財政調整基金繰入金	△7,202	財政調整基金繰入金	△7,202
1 総務費雑入	△7,811	栃木県市町村振興協会交付金 清掃費に係る交付税配分金	2,751 △10,562

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
1	市債	1,060,000	△114,600	945,400
	3 農林水産業債	25,000	△9,200	15,800
	5 土木債	213,400	△38,900	174,500
	6 消防債	55,900	△18,300	37,600
	7 教育債	192,300	△47,400	144,900
	8 災害復旧事業債	8,500	△800	7,700

節		説明
区分	金額	
1 道の駅拠点整備事業債	△9,200	道の駅拠点整備事業費 △9,200
1 市道整備事業債	△37,600	市道整備事業費 △37,600
3 鬼怒川河川公園整備事業債	△700	鬼怒川河川公園遊具更新事業費 △700
4 氏家駅西近隣公園遊具更新事業債	△600	氏家駅西近隣公園遊具更新事業費 △600
1 消防施設整備事業債	△18,300	消防ポンプ自動車整備事業費 消防施設整備事業費 △3,500 △14,800
1 上松山小学校増設事業債	△9,900	上松山小学校増設事業費 △9,900
2 喜連川中学校校舎大規模改修事業債	△37,500	喜連川中学校校舎大規模改修事業費 △37,500
1 公共土木施設災害復旧事業債	△800	公園施設災害復旧事業費 △800

3 歳 出

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
2	総務費	1,877,876	254,913	2,132,789			2,357	252,556
	1 総務管理費	1,397,852	254,913	1,652,765			2,357	252,556
	7 企画費	166,463	2,999	169,462				2,999
	8 基金費	19,618	251,914	271,532			2,357	249,557

6	農林水産業費	668,010	0	668,010		△9,200		9,200
	1 農業費	660,886	0	660,886		△9,200		9,200
	7 農業構造改善費	161,848	0	161,848		△9,200		9,200

8	土木費	1,512,797	0	1,512,797		△38,900		38,900
	2 道路橋梁費	556,819	0	556,819		△37,600		37,600
	1 道路維持費	235,400	0	235,400		△2,100		2,100
	2 道路建設改良費	292,419	0	292,419		△33,700		33,700
	3 橋梁維持費	29,000	0	29,000		△1,800		1,800
	3 都市計画費	773,366	0	773,366		△1,300		1,300
	3 公園費	128,173	0	128,173		△1,300		1,300

9	消防費	779,798	0	779,798		△18,300		18,300
	1 消防費	779,798	0	779,798		△18,300		18,300
	1 非常備消防費	66,002	0	66,002		△3,500		3,500
	2 消防施設費	699,518	0	699,518		△14,800		14,800

10	教育費	2,098,583	3,332	2,101,915		△47,400		50,732
	2 小学校費	318,818	0	318,818		△9,900		9,900
	1 学校管理費	212,196	0	212,196		△9,900		9,900

節		説明
区分	金額	
25 積立金	2,999	○桜の郷づくり事業 基金積立金
		2,999 2,999
25 積立金	251,914	○基金積立事業 基金積立金
		251,914 251,914

		(財源更正)

		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)
		(財源更正)

		(財源更正)
		(財源更正)

		(財源更正)

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
					特 定 財 源			一般財源
					国県支出金	地 方 債	そ の 他	
3	中学校費	358,549	0	358,549		△37,500		37,500
	1 学校管理費	311,625	0	311,625		△37,500		37,500
5	社会教育費	430,883	3,332	434,215				3,332
	8 博物館費	99,679	3,332	103,011				3,332

11	災害復旧費	41,500	0	41,500		△800		800
	2 公共土木施設災害復旧費	10,500	0	10,500		△800		800
	2 公園施設災害復旧費	9,500	0	9,500		△800		800

節		説明
区分	金額	
		(財源更正)
25 積立金	3,332	○博物館作品購入等事業 基金積立金
		3,332 3,332

		(財源更正)

地方債の前々年度末における現在高並びに前年度末及び
当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	前々年度末 現在高	前年度末 現在高見込額 (A)	当該年度中増減見込額		当該年度末 現在高見込額 (A+B-C)
			起債見込額 (B)	元金償還見込額 (C)	
1 普通債	15,979,480	15,316,976	995,700	1,656,171	14,656,505
(1) 総務	5,955,316	5,908,402	575,800	674,947	5,809,255
(2) 民生	679,017	583,856	0	73,858	509,998
(3) 衛生	226,588	304,001	14,900	19,020	299,881
(4) 農林水産	1,023,167	907,880	15,800	137,310	786,370
(5) 商工	385	0	0	0	0
(6) 土木	3,691,283	3,396,933	181,000	385,173	3,192,760
(7) 消防	700,060	694,429	63,300	47,872	709,857
(8) 教育	3,703,664	3,521,475	144,900	317,991	3,348,384
2 災害復旧費	5,357	4,915	7,700	446	12,169
(1) 公共土木施設	1,957	1,515	7,700	446	8,769
(2) 農林水産業施設	3,400	3,400	0	0	3,400
(3) その他公共施設	0	0	0	0	0
合 計	15,984,837	15,321,891	1,003,400	1,656,617	14,668,674

議案第5号

さくら市森林環境譲与税基金条例の制定について

さくら市森林環境譲与税基金条例を次のように定める。

令和元年6月4日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市森林環境譲与税基金条例

(設置)

第1条 森林の整備及びその促進に関する施策に要する経費の財源に充てるため、さくら市森林環境譲与税基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 基金として積み立てる額は、一般会計歳入歳出予算（以下「予算」という。）で定める額とする。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、毎会計年度の予算に計上し、この基金に編入するものとする。

(処分)

第5条 基金は、第1条の経費の財源に充てる場合に限り、これを処分す

ることができる。

(委任)

第6条 この条例に定めるもののほか、基金の管理及び処分に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 6 号

さくら市税条例等の一部を改正する条例について

さくら市税条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市税条例等の一部を改正する条例

(さくら市税条例の一部改正)

第1条 さくら市税条例(平成17年さくら市条例第62号)の一部を次のように改正する。

第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に次の 1 項を加える。

7 第 1 項又は第 5 項の場合において、前年において支払を受けた給与で所得税法第 190 条の規定の適用を受けたものを有する者で市内に住所を有するものが、第 1 項の申告書を提出するときは、法第 317 条の 2 第 1 項各号に掲げる事項のうち施行規則で定めるものについては、施行規則で定める記載によることができる。

第 36 条の 3 の 2 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告書」に改め、同条第 1 項中「同項の」を「同項に規定する」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該給与所得者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨第 36 条の 3 の 3 の見出し中「扶養親族申告書」を「扶養親族等申告

書」に改め、同条第 1 項中「第 203 条の 5 第 1 項」を「第 203 条の 6 第 1 項」に改め、「ならない者」の次に「又は法の施行地において同項に規定する公的年金等（所得税法第 203 条の 7 の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「公的年金等」という。）の支払を受ける者であって、扶養親族（控除対象扶養親族を除く。）を有する者若しくは単身児童扶養者である者」を加え、「同項の」を「所得税法第 203 条の 6 第 1 項に規定する」に、「同項に規定する公的年金等」を「公的年金等」に改め、同項第 3 号を同項第 4 号とし、同項第 2 号の次に次の 1 号を加える。

(3) 当該公的年金等受給者が単身児童扶養者に該当する場合には、その旨

第 36 条の 3 の 3 第 2 項中「第 203 条の 5 第 2 項」を「第 203 条の 6 第 2 項」に改め、同条第 4 項中「第 203 条の 5 第 5 項」を「第 203 条の 6 第 6 項」に改める。

第 36 条の 4 第 1 項中「によって」を「により」に、「同条第 8 項」を「同条第 9 項」に、「第 9 項」を「第 10 項」に、「においては」を「には」に改める。

附則第 15 条の 2 に次の 3 項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車法第 446 条第 1 項（同条第 2 項において準用する場合を含む。）又は法第 451 条第 1 項若しくは第 2 項（これらの規定を同条第 4 項において準用する場合を含む。）の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 29 条の 9 第 3 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。
- 3 県知事は、当分の間、第 1 項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第 15 条の 4 の規定により読み替えられた第 81 条の 6 第 1 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受け

たことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車について法附則第 29 条の 11 の規定によりその例によることとされた法第 161 条第 1 項に規定する申告書を提出すべき当該 3 輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第 15 条の 2 の 3 を附則第 15 条の 2 の 4 とし、附則第 15 条の 2 の 2 を附則第 15 条の 2 の 3 とし、附則第 15 条の 2 を附則第 15 条の 2 の 2 とし、附則第 15 条の次に次の 1 条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の非課税)

- 第 15 条の 2 法第 451 条第 1 項第 1 号 (同条第 4 項において準用する場合を含む。) に掲げる 3 輪以上の軽自動車 (自家用のものに限る。以下この条において同じ。) に対しては、当該 3 輪以上の軽自動車の取得が令和元年 10 月 1 日から令和 2 年 9 月 30 日までの間 (附則第 15 条の 6 第 3 項において「特定期間」という。) に行われたときに限り、第 80 条第 1 項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。

附則第 15 条の 3 の 2 第 1 項中「附則第 15 条の 2 の 3」を「附則第 15 条の 2 の 4」に改める。

附則第 15 条の 6 に次の 1 項を加える。

- 3 自家用の 3 輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第 81 条の 4 (第 2 号に係る部分に限る。) 及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100 分の 2」とあるのは、「100 分の 1」とする。

附則第 16 条中「附則第 30 条」を「附則第 30 条第 1 項」に改め、「指定」の次に「(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)」を加え、同条に次の 3 項を加える。

- 2 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車に対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車平成 31 年 4 月 1 日から令和 2 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 2 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽

自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	1,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	1,800円
	10,800円	2,700円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,000円
	5,000円	1,300円

- 3 法附則第30条第3項第1号及び第2号に掲げる法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のものに対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ)a	6,900円	3,500円
	10,800円	5,400円
第2号ア(ウ)b	3,800円	1,900円
	5,000円	2,500円

- 4 法附則第30条第4項第1号及び第2号に掲げるガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該ガソリン軽自動車平成31年4月1日から令和2年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和2年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該ガソリン軽自動車令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和3年度分の軽自動車税の種別割に限り、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第 2 号ア(イ)	3,900 円	3,000 円
第 2 号ア(ウ) a	6,900 円	5,200 円
	10,800 円	8,100 円
第 2 号ア(ウ) b	3,800 円	2,900 円
	5,000 円	3,800 円

附則第 16 条の 2 を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 16 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等(法附則第 30 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。)に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 83 条第 2 項の納期限(納期限の延長があったときは、その延長された納期限)後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段(当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。)により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定(第 87 条及び第 88 条の規定を除く。)を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 100 分の 10 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 2 条 さくら市税条例(平成 17 年さくら市条例第 62 号)の一部を次のように改正する。

第 24 条第 1 項第 2 号中「又は寡夫」を「、寡夫又は単身児童扶養者」に改める。

附則第 16 条第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 30 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動

車のうち、自家用の乗用のものに対する第 82 条の規定の適用については、当該軽自動車令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 31 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種別割に限り、第 2 項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第 16 条の 2 第 1 項中「第 4 項」を「第 5 項」に改める。

(さくら市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第 3 条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成 29 年さくら市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条の 2 のうち、さくら市税条例第 82 条第 2 号アの改正規定中

「(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円 」を

「(ウ) 4 輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900 円

自家用 年額 10,800 円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800 円

自家用 年額 5,000 円 」に改め、同条例附則第 15 条の

次に 5 条を加える改正規定(同条例附則第 15 条の 6 第 2 項に係る部分に限る。)中「については」の次に「、当分の間」を加え、同条例附則第 16 条第 1 項の改正規定中「初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による」を「最初の法第 444 条第 3 項に規定する」を「平成 18 年 3 月 31 日までに初めて道路運送車両法第 60 条第 1 項後段の規定による車両番号の指定(次項から第 4 項までにおいて「初回車両番号指定」という。)を受けた法附則第 30 条第 1 項」を「法附則第 30

条」に、「平成 31 年度分」を「当該軽自動車が最初の法第 444 条第 3 項に規定する車両番号の指定を受けた月から起算して 14 年を経過した月の属する年度以後の年度分」に改める。

第 4 条 さくら市税条例等の一部を改正する条例(平成 30 年さくら市条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 1 条のうち、さくら市税条例第 48 条第 1 項の改正規定中「及び第 11 項」を「、第 11 項及び第 13 項」に改め、同条に 3 項を加える改正規定中「3 項」を「8 項」に改め、同改正規定(同条第 10 項に係る部分に限る。)中「次項」の次に「及び第 12 項」を加え、「その他施行規則で定める方法」を削り、同改正規定(同条第 12 項に係る部分に限る。)中「申告は、」の次に「申告書記載事項が」を加え、同改正規定に次のように加える。

13 第 10 項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前 3 項の規定は、適用しない。法人税法第 75 条の 4 第 2 項の申請書を同項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第 10 項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。

14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の 15 日前までに、これを市長に提出しなければならない。

15 第 13 項の規定の適用を受けている内国法人は、第 10 項の申告につき第 13 項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。

16 第 13 項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第 321 条の 8 第 51 項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第 13 項前段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項前段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

17 第 13 項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第 15 項の届出書の提出又は法人税法第 75 条の 4 第 3 項若しくは第 6 項(同法第 81 条の 24 の 3 第 2 項において準用する場合を含む。)の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第 13 項後段の期間内に行う第 10 項の申告については、第 13 項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第 1 条第 5 号中「3 項を」を「8 項を」に改める。

附則第 2 条第 3 項中「第 12 項」を「第 17 項」に改める。

附 則

(施行期日)

第 1 条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条(次号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 4 条の規定
令和元年 10 月 1 日

(2) 第 1 条中さくら市税条例第 36 条の 2 中第 9 項を第 10 項とし、第 8 項を第 9 項とし、第 7 項を第 8 項とし、第 6 項の次に 1 項を加える改正規定並びに第 36 条の 3 の 2、第 36 条の 3 の 3 及び第 36 条の 4 第 1 項の改正規定並びに附則第 2 条の規定
令和 2 年 1 月 1 日

(3) 第 2 条中さくら市条例第 24 条の改正規定及び附則第 3 条の規定
令和 3 年 1 月 1 日

(4) 第 2 条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び附則第 5 条の規定
令和 3 年 4 月 1 日

(市民税に関する経過措置)

第 2 条 附則第 1 条第 2 号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例(次項及び第 3 項において「2 年新条例」という。)第 36 条の 2 第 7 項の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に令和 2 年度以後の年度分の個人の市民税に係る申告書を提出する場合について適用し、同

日前に当該申告書を提出した場合及び同日以後に令和元年度分までの個人の市民税に係る申告書を提出する場合については、なお従前の例による。

- 2 2年新条例第36条の3の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべきさくら市税条例第36条の2第1項に規定する給与について提出する2年新条例第36条の3の2第1項及び第2項に規定する申告書について適用する。
- 3 2年新条例第36条の3の3第1項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に支払を受けるべき所得税法等の一部を改正する法律（平成31年法律第6号）第1条の規定による改正後の所得税法（昭和40年法律第33号。以下この項において「新所得税法」という。）第203条の6第1項に規定する公的年金等（新所得税法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する2年新条例第36条の3の3第1項に規定する申告書について適用する。

第3条 附則第1条第3号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例第24条第1項（第2号に係る部分に限る。）の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 別段の定めがあるものを除き、附則第1条第1号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例（以下「元年10月新条例」という。）の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、同号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 元年10月新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

第5条 附則第1条第4号に掲げる規定による改正後のさくら市税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和2年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

議案第 7 号

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部改正について

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚 隆 志

さくら市条例第 号

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

さくら市災害弔慰金の支給等に関する条例(平成 17 年さくら市条例第 106 号)の一部を次のように改正する。

第 14 条の見出しを「保証人及び利率」に改め、同条中「、据置期間中」を「、保証人を立てる場合は無利子と、保証人を立てない場合は据置期間中」に、「3 パーセント」を「1.5 パーセント」に改め、同条を同条第 2 項とし、同項の前に次の 1 項を加える。

災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

第 14 条に次の 1 項を加える。

- 3 第 1 項の保証人は、災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、令第 9 条の違約金を包含するものとする。

第 15 条第 1 項中「又は半年賦償還」を「、半年賦償還又は月賦償還」に改め、同条第 3 項中「、保証人」を削り、「第 12 条」を「第 11 条」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第8号

さくら市介護保険条例の一部改正について

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月4日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市介護保険条例の一部を改正する条例

さくら市介護保険条例（平成17年さくら市条例第122号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「から平成32年度までの各年度」を削り、「、同号」を「同号」に改め、「、28,500円」を「28,500円とし、令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率は同号の規定にかかわらず23,800円」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「23,800円」とあるのは、「39,600円」と読み替えるものとする。
- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和元年度から令和2年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第2項中「23,800円」とあるのは、「45,900円」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のさくら市介護保険条例の規定は、令和元年度以後の年度分の保険料について適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議案第 9 号

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部改正について

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花塚隆志

さくら市条例第 号

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する
条例の一部を改正する条例

さくら市地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例（平成
17 年さくら市条例第 147 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条（見出しを含む。）中「建ぺい率」を「建蔽率」に改める。

第 10 条（見出しを含む。）中「かき又はさく」を「垣又は柵」に改め
る。

別表第 1 に次のように加える。

桜ヶ丘地区地区	都市計画法第 20 条第 1 項の規定により告示された
整備計画区域	桜ヶ丘地区地区計画区域のうち、地区整備計画が定
	められた区域

別表第 2 イの欄第 2 号中「除く」の次に「。以下「兼用住宅」という」
を加え、同表に次のように加える。

桜ヶ丘地区地区 整備計画区域	A 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建ての住宅 (2) 兼用住宅 (3) 地域集会場 (4) 前 3 号に規定する建築物に附属するもの（令第 130 条の 5 の建築物を除く。）
	B 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 一戸建ての住宅 (2) 兼用住宅 (3) 令第 130 条の 5 の 3 各号に規定する店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、当該用途に供する部分の床面積の合計が 500 m ² 以内のもの (4) 前 3 号に規定する建築物に附属するもの（令第 130 条の 5 の建築物を除く。）
	C 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもの（ただし、法別表第 2(ほ)の項各号に規定する建築物を除く。） (2) 前号に規定する建築物に附属するもの
	D 地区	次に掲げる建築物以外のもの (1) 公園を管理するために設置される事務所 (2) 公衆便所、休憩所その他これらに類するもの (3) 前 2 号に規定する建築物に附属するもの

別表第 3 に次のように加える。

桜ヶ丘地区地区 整備計画区域	A 地区 6/10	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表第 2(い)の項第 9 号の建築物
-------------------	--------------	---

		(2) 地域集会場 (3) 前2号に規定する建築物に附属するもの
B地区 10/10		/
C地区 20/10		/
D地区 6/10		次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表第2(イ)の項第9号の建築物 (2) 地域集会場 (3) 前2号に規定する建築物に附属するもの

別表第4アの項イの欄中「建ぺい率」を「建蔽率」に改め、同表に次のように加える。

桜ヶ丘地区地区 整備計画区域	A地区 4/10	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表第2(イ)の項第9号の建築物 (2) 地域集会場 (3) 前2号に規定する建築物に附属するもの
	B地区 5/10	/
	C地区 6/10	/
	D地区 4/10	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表第2(イ)の項第9号の建築物 (2) 地域集会場 (3) 前2号に規定する建築

		物に附属するもの
--	--	----------

別表第 5 に次のように加える。

桜ヶ丘地区地区 整備計画区域	250 m ²	次の各号のいずれかに該当する建築物 (1) 法別表第 2(い)の項第 9 号の建築物 (2) 地域集会場 (3) 前 2 号に規定する建築物に附属するもの
-------------------	--------------------	--

別表第 6 に次のように加える。

桜ヶ丘地区地区 整備計画区域	1.5 m	次の各号のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 (1) 外壁等の中心線の長さの合計が 3.0m 以下のもの (2) 車庫、物置その他これらに類するものであって軒の高さが 2.3m 以下で、かつ、床面積が 5 m ² 以下であるもの (3) 車庫（柱と屋根のみで構成され壁がないものに限る。）の用途に供するもので、軒の高さが 2.5m 以下であるもの
-------------------	-------	--

別表第 7 に次のように加える。

桜ヶ丘地区地区 整備計画区域	A 地区 次に掲げる高さ (1) 10m (2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得た	
-------------------	---	--

<p>もの</p> <p>(3) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に 1.25 を乗じて得たものに 5m を加えたもの</p>	
<p>B 地区</p> <p>次に掲げる高さ</p> <p>(1) 12m</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.25 を乗じて得たもの</p>	
<p>C 地区</p> <p>次に掲げる高さ</p> <p>(1) 15m</p> <p>(2) 建築物の各部分から前面道路の反対側の境界線までの水平距離に 1.5 を乗じて得たもの</p>	
<p>D 地区</p> <p>10m</p>	

別表第 8 アの項イの欄中「かき又はさく」を「垣又は柵」に改め、同表に次のように加える。

桜ヶ丘地区地区 整備計画区域	生垣	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 門柱、門扉その他これらに類するもの (2) 地域集会場の敷地に設けるもの
-------------------	----	---

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第 10 号

令和元年度さくら市一般会計補正予算（第 2 号）

令和元年度さくら市の一般会計の補正予算（第 2 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3,317 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 182 億 4,660 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（予算における元号の表示）

第 2 条 2019 年度予算における年度の表示は、令和元年度に統一する。

令和元年 6 月 4 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款		項	
14 国 庫 支 出 金			
		2 国 庫 補 助 金	
15 県 支 出 金			
		2 県 補 助 金	
18 繰 入 金			
		2 基 金 繰 入 金	
20 諸 収 入			
		4 雑 入	
歳 入		合 計	

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
2,070,986	6,309	2,077,295
266,787	6,309	273,096
1,246,574	2,507	1,249,081
434,859	2,507	437,366
1,135,695	11,060	1,146,755
1,135,693	11,060	1,146,753
763,123	13,300	776,423
128,645	13,300	141,945
18,213,427	33,176	18,246,603

歳 出

款	項
3 民 生 費	
	1 社 会 福 祉 費
4 衛 生 費	
	1 保 健 衛 生 費
6 農 林 水 産 業 費	
	1 農 業 費
10 教 育 費	
	1 教 育 総 務 費
	5 社 会 教 育 費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
6,137,311	270	6,137,581
2,443,558	270	2,443,828
1,948,725	17,099	1,965,824
581,134	17,099	598,233
528,366	1,870	530,236
519,855	1,870	521,725
2,372,976	13,937	2,386,913
449,009	637	449,646
502,813	13,300	516,113
18,213,427	33,176	18,246,603

令和元年度さくら市一般会計補正予算
(第2号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
14	国庫支出金	2,070,986
15	県支出金	1,246,574
18	繰入金	1,135,695
20	諸収入	763,123
	歳入合計	18,213,427

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
6,309	2,077,295	
2,507	1,249,081	
11,060	1,146,755	
13,300	776,423	
33,176	18,246,603	

歳出

款		補正前の額	補正額
3	民生費	6,137,311	270
4	衛生費	1,948,725	17,099
6	農林水産業費	528,366	1,870
10	教育費	2,372,976	13,937
歳出合計		18,213,427	33,176

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
6,137,581				270	
1,965,824	6,309			10,790	
530,236	1,870				
2,386,913	637		13,300		
18,246,603	8,816		13,300	11,060	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
14	国庫支出金	2,070,986	6,309	2,077,295
	2 国庫補助金	266,787	6,309	273,096
	3 衛生費国庫補助金	14,422	6,309	20,731

15	県支出金	1,246,574	2,507	1,249,081
	2 県補助金	434,859	2,507	437,366
	4 農林水産業費県補助金	135,222	1,870	137,092
	7 教育費県補助金	16,222	637	16,859

18	繰入金	1,135,695	11,060	1,146,755
	2 基金繰入金	1,135,693	11,060	1,146,753
	1 財政調整基金繰入金	517,643	11,060	528,703

20	諸収入	763,123	13,300	776,423
	4 雑入	128,645	13,300	141,945
	2 雑入	128,640	13,300	141,940

14 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
1 保健衛生費補助金	6,309	感染症予防事業等国庫補助金 (1/2)	6,309
1 農業費補助金	1,870	農業用ハウス強靱化緊急対策事業費補助金	1,870
1 学校教育費補助金	637	いじめ対策・不登校支援等推進事業	637
1 財政調整基金繰入金	11,060	財政調整基金繰入金	11,060
8 教育費雑入	13,300	コミュニティー助成金	13,300

3 歳 出

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳				
				特 定 財 源			一般財源	
				国県支出金	地 方 債	そ の 他		
3	民生費	6,137,311	270	6,137,581				270
1	社会福祉費	2,443,558	270	2,443,828				270
	5 介護保険費	487,963	270	488,233				270

4	衛生費	1,948,725	17,099	1,965,824	6,309			10,790
1	保健衛生費	581,134	17,099	598,233	6,309			10,790
	2 予防費	161,643	17,099	178,742	6,309			10,790

6	農林水産業費	528,366	1,870	530,236	1,870			
1	農業費	519,855	1,870	521,725	1,870			
	3 農業振興費	103,895	1,870	105,765	1,870			

10	教育費	2,372,976	13,937	2,386,913	637		13,300	
1	教育総務費	449,009	637	449,646	637			
	2 事務局費	438,460	637	439,097	637			
5	社会教育費	502,813	13,300	516,113			13,300	
	6 公民館費	67,605	13,300	80,905			13,300	

3 民生費
(単位：千円)

節		説明	
区分	金額		
28 繰出金	270	○介護保険特別会計繰出金 他会計繰出金	270 270

11 需用費	90	○定期予防接種事業	17,099
		印刷製本費	90
12 役務費	948	通信運搬費	228
		手数料	720
13 委託料	16,061	業務委託料	16,061

19 負担金、補助 及び交付金	1,870	○農業用ハウス強靱化緊急対策事業 補助金	1,870 1,870

8 報償費	600	○適応支援教室運営事業	637
		報償金	600
11 需用費	36	消耗品費	28
		印刷製本費	8
12 役務費	1	保険料	1
19 負担金、補助 及び交付金	13,300	○コミュニティセンター助成活用事業 交付金	13,300 13,300

議案第 11 号

令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）

令和元年度さくら市介護保険特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 54 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 31 億 8,128 万 3 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為）

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

（予算における元号の表示）

第 3 条 2019 年度予算における年度の表示は、令和元年度に統一する。

令和元年 6 月 4 日 提出

さくら市長 花塚隆志

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

款	項
3 国 庫 支 出 金	2 国 庫 補 助 金
8 繰 入 金	1 一 般 会 計 繰 入 金
歳 入	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
716,617	270	716,887
182,192	270	182,462
487,834	270	488,104
487,833	270	488,103
3,180,743	540	3,181,283

歳 出

款	項
1 総務費	
	1 総務管理費
歳 出	合 計

(単位：千円)

補正前の額	補正額	計
95,411	540	95,951
61,065	540	61,605
3,180,743	540	3,181,283

第 2 表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
第 8 期 介 護 計 画 策 定 業 務 及 び 日 常 生 活 圏 域 ニ ー ズ 調 査 業 務 委 託	令 和 元 年 度 か ら 令 和 2 年 度 ま で	3,509

令和元年度さくら市介護保険特別会計補正予算
(第1号) に関する説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 総括

歳入

款		補正前の額
3 国庫	支出金	716,617
8 繰	入金	487,834
歳入合計		3,180,743

(単位：千円)

補 正 額	計	備 考
270	716,887	
270	488,104	
540	3,181,283	

歳出

款	補正前の額	補正額
1 総 務 費	95,411	540
歳 出 合 計	3,180,743	540

(単位：千円)

計	補正額の財源内訳				備考
	特定財源			一般財源	
	国県支出金	地方債	その他		
95,951	270			270	
3,181,283	270			270	

2 歳 入

款 項 目		補正前の額	補 正 額	計
3	国庫支出金	716,617	270	716,887
	2 国庫補助金	182,192	270	182,462
	4 事務費交付金	0	270	270

8	繰入金	487,834	270	488,104
	1 一般会計繰入金	487,833	270	488,103
	4 その他一般会計繰入金	96,221	270	96,491

3 国庫支出金
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
1 現年度分	270	事務費交付金国庫補助金 270

2 事務費繰入金	270	事務費繰入金 270

3 歳 出

款 項 目			補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
						特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1		総務費	95,411	540	95,951	270			270
	1	総務管理費	61,065	540	61,605	270			270
		1 一般管理費	61,065	540	61,605	270			270

1 総務費
(単位：千円)

節		説明
区分	金額	
13 委託料	540	○介護保険事務 業務委託料
		540 540

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額
又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出見込額		当該年度以降の支出予定額		左の財源内訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一 般 財 源
						国・県	地方債	その他	
元-第8期介護計画策 定業務及び日常生活 圏域ニーズ調査業務 委託	(0)			令和元年度	(0)				(0)
	3,509			令和2年度	3,509				3,509

() 内は、補正前の数値である。

議案第 12 号

さくら市教育委員会委員の任命同意について

下記の者をさくら市教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 31 年法律第 162 号）第 4 条第 2 項の規定により、議会の同意を求める。

記

住 所



氏 名 稲 澤 幸 枝

生年月日



令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

報告第 1 号

平成 30 年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 30 年度さくら市一般会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和元年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

平成30年度さくら市一般会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
						国県支出金	地方債	その他		
2	総務費	1総務管理費	プレミアム付 商品券事業	2,770,000	2,770,000		2,768,000			2,000
6	農林水 産業費	1農業費	農業振興事務	6,000,000	6,000,000					6,000,000
6	農林水 産業費	1農業費	経営体育成支 援事業	9,584,000	9,584,000		9,584,000			
6	農林水 産業費	1農業費	農村公園等維 持管理事業	2,710,000	2,615,000	1,904,000				711,000
6	農林水 産業費	1農業費	総合交流ター ミナル施設維 持管理事業	8,500,000	5,930,000					5,930,000
8	土木費	1土木管理費	急傾斜地崩壊 対策事業	9,300,000	7,445,000			7,400,000		45,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
8 土木費	1土木管理費	木造住宅耐震改修事業	800,000	800,000		600,000			200,000
8 土木費	2道路橋梁費	道路改良事業	31,414,000	31,298,000		6,150,000	5,600,000		19,548,000
8 土木費	2道路橋梁費	市道U1-10号道路改良事業	4,574,000	4,574,000					4,574,000
8 土木費	2道路橋梁費	橋梁維持事業	13,500,000	13,450,000		5,643,000	4,100,000		3,707,000

報告第 2 号

平成 30 年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について

平成 30 年度さくら市一般会計事故繰越しに係る歳出予算の経費を令和元年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 150 条第 3 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

平成30年度さくら市一般会計事故繰越し繰越計算書

(単位：千円)

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 行為予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳			説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入 特定財源	一般財源	
2	総務費	1 総務管理費	192	0	192	0	192			192	瀧澤家住宅拠点整備に係る竣工検査が繰越となったため
2	総務費	1 総務管理費	95,901	60,703	35,198	0	35,198			35,198	当初確認できなかった箇所 の改修工事に不測の日数を要したため
10	教育費	5 社会教育費	670	0	670	0	670			670	25年前の製品である危害 防止装置の部品調達に不測の 期間を要したため

報告第 3 号

平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書の報告について

平成 30 年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和元年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

平成30年度氏家都市計画事業上阿久津台地土地区画整理事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
2災害復旧費	1公共土木施設災害復旧費	土木施設災害復旧事業	29,500,000	29,412,000			22,000,000	7,412,000

報告第 4 号

平成 30 年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算
書の報告について

平成 30 年度公共下水道事業特別会計繰越明許費に係る歳出予算の経費を令和元年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 146 条第 2 項の規定により別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

平成30年度公共下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書

(単位：円)

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳			
					既収入 特定財源	未収入特定財源		一般財源
						国県支出金	地方債	
1下水道管理費	2施設管理費	下水道水処理センター維持管理事業	16,000,000	15,228,000				15,228,000
1下水道管理費	2施設管理費	水処理センター長寿命化事業	5,600,000	5,600,000		3,080,000	2,200,000	320,000
2下水道建設費	1下水道建設費	氏家水処理センター増設事業	92,000,000	92,000,000		50,600,000	36,800,000	4,600,000

報告第 5 号

平成 30 年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書の報告
について

地方公営企業法（昭和 27 年法律第 292 号）第 26 条第 3 項の規定により、さくら市水道事業会計の繰越額の使用に関する計画について、別紙のとおり報告する。

令和元年 6 月 4 日提出

さくら市長 花 塚 隆 志

(別紙)

平成30年度さくら市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						損益勘定留保資金				
1 資本的支出	1 建設改良費	平成30年度さくら市野辺山浄水場予備水源取水ポンプ整備工事	円 26,654,400	円 0	円 26,654,400	円 26,654,400	円 0	円 0	予備水源の地下水の水位が高水位であったため、取水場の構造及び工法に変更が生じ、資材調達及び工期の延長が必要となったため。	
		県道改良に伴う配水管切り回し工事	円 3,423,600	円 0	円 3,423,600	円 3,423,600	円 0	円 0	矢板土木事務所発注の道路改良工事の遅れにより、年度内検査引き渡しができず、工期の延長が必要となったため。	
合 計			30,078,000	0	30,078,000	30,078,000	0	0		

諮問第 1 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名

渡 邊 幸 雄

生年月日



令和元年 6 月 4 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志

諮問第 2 号

人権擁護委員候補者の推薦について

下記の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和 24 年法律第 139 号）第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。

記

住 所



氏 名

小 島 智 子

生年月日



令和元年 6 月 4 日 提出

さくら市長 花塚 隆 志